

令和6年2月26日開催

新庄市農業委員会第9回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年2月）議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	7番 下山 秀一
8番 奥山 久	9番 中鉢 浩
10番 五十嵐 成生	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（2名）

6番 森 良一	17番 星川 豊
---------	----------

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消しについて
- 日程第 3 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 23 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議案第 24 号 農用地利用集積計画（一括方式）について
- 日程第 7 報告第 20 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 9 報告第 22 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主 任 八 鍬 貴 征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 9 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は、6 番森良一委員、17 番星川豊委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 9 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

< 「異議なし」という者あり >

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番星川吉和委員と14番伊藤和彦委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八楯貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第20号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第20号、農地法第3条の規定による許可の取消しについて、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。令和5年12月総会で許可決定された案件でしたが、対価等合意に至らなかったとのことで、取消しを双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第20号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、4番早坂浩樹委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(早坂浩樹委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区14件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区4件、計20件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区1番につきまして、2月15日に調査確認いたしました。借人が耕作面積を増やしたいとのことで、以前より縮小を考えていた貸人に相談したところ、双方合意に至ったとのことです。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区2番につきまして、2月15日に調査確認いたしました。新庄地区1番と同様、借人が耕作面積を増やしたいとのことで、以前より縮小を考えていた貸人に相談したとこ

ろ、双方合意に至ったとのこと。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区3番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。新庄地区1番、2番と同様、借人が耕作面積を増やしたいとのこと、以前より縮小を考えていた貸人に相談したところ、双方合意に至ったとのこと。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区4番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。農地集約のため借人に依頼しところ双方合意に至ったとのこと。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区5番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。親子間での使用賃借で、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区6番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。貸人の同意を得た親子間の賃借権の名義変更で、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区7番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。新庄地区6番同様、親子間の賃借権の名義変更で、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区8番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。借人が親から子へ名義変更とのことで貸人の了承を得ました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区9番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。新庄地区8番と同様借人が親から子へ名義変更とのことで貸人の了承を得ました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区10番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。新庄地区8番、9番と同様、借人が親から子へ名義変更とのことで貸人の了承を得ました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区11番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。新庄地区8番、9番、10番同様で、借人が親から子へ名義変更とのことで貸人の了承を得ました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区12番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区12番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。議案書の通りで双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区13番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区13番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。議案書の通りで双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区14番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区14番につきまして、2月13日に調査確認いたしました。所有権移転で売買となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。議案書の通りで問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。以前より耕作しており、農用地区域外とのことで新たに賃借権を結びました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。国の住宅移転に伴い申請となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。前任の借人が高齢のため耕作できないとのことで、近隣の借人に依頼したところ、双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区3番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。相続した農地の耕作者を探しており、近隣の借人に依頼したところ双方合意に至りました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区4番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。前任の借人が耕作できないとのことで、近隣の借人に依頼したところ双方合意に至りました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(早坂浩樹委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第4、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区3件、萩野地区2件、計5件ございます。議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区1番につきまして、2月15、16日に現地確認、調査いたしました。以前より家庭菜園をしており、この度、渡人が離農するとのことで売却することになりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区2番につきまして、2月15、16日に現地確認、調査いたしました。新庄地区1番と同様、渡人が離農するとのことで売却することになりました。対価も双方合意し

ており、問題ないと判断いたしましたの宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区3番につきまして、2月15、16日に現地確認、調査いたしました。新庄地区1番、2番と同様、渡人が離農することによって売却することになりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたの宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、2月19日に現地確認いたしました。砂利採取とのことで一時転用の申請をされました。問題ないと判断いたしましたので宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区2番につきまして、2月13日に現地確認いたしました。渡人は市外在住でありこの土地を売却と考え、家庭菜園として無償で使用していた方に購入を依頼したが出来ないとのことで、農家でない受人が購入となり転用の申請となりました。宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第23号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、4番早坂浩樹委員、9番中鉢浩委員、10番五十嵐成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(早坂浩樹、中鉢浩、五十嵐成生 委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第23号、農用地利用集積計画について、新庄地区15件、稲舟地区7件、萩野地区8件、八向地区1件、計31件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転12件、貸借権新規設定7件、再設定12件、合計31件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第23号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。
暫時休憩します。

(早坂浩樹、中鉢浩、五十嵐成生 委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、議案第24号農用地利用集積計画（一括方式）についてを上程します。
ここで、5番指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。
暫時休憩します。

(指村貞芳委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします

○事務局

議案第24号農用地利用集積計画（一括方式）について、稲舟地区3件、萩野地区4件、八向地区8件、計15件を議案書に基づきご報告申し上げます
(議案書を基に申請内容を説明。)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった貸借権設定、新規15件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第24号農用地利用集積計画（一括方式）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号農用地利用集積計画（一括方式）については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（指村貞芳 委員 入場・着席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区2件、萩野地区1件、八向地区1件、計4件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区10件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区5件、計18件を議案書に基づきご報告申し上げます（議案書を基に申請内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第22号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第22号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について稲舟地区1件を議案書に基づきご報告申し上げます。

（議案書を基に報告内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第22号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第22号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年2月26日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員